

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
未就学児を持つ保育士に対する
保育料の一部貸与の手引

借入希望者用

令和3年4月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
富山県健康・福祉人材センター

目 次

1. 未就学児を持つ保育士に対する

保育料の一部貸与制度の概要	1
---------------	---

2. 提出様式

①保育料借用申請書（様式第1号）	6
②誓約書（様式第2号）	8
③就職（内定・決定）証明書（様式第3号）	10

3. 未就学児を持つ保育士に対する

保育料の一部貸与規程・施行要綱	13
-----------------	----

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与制度の概要

1. 貸与対象者

保育士資格を持っている者のうち、未就学児を持つ保育士であって、下記の条件にすべて該当する者

- (1) 富山県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者
- (2) 以下に掲げる施設又は事業を離職後、3か月以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者。ただし、県外で保育士として業務に従事していた場合はこの限りではない。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

- (3) 新たに県内の以下に掲げる施設又は事業に勤務する者（週20時間以上の勤務）

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもののうち、社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」のうち、会長が認めるもの

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもののうち、会長が認めるもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの

キ 企業主導型保育事業のうち、会長が認めるもの

- (4) 富山県健康・福祉人材センターに求職登録を行っている者

2. 貸与額及び貸与期間

(1) 貸与額 保育料の半額（月額27,000円以内）。3ヶ月ずつ併せて貸与します。

(2) 貸与期間 未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間（上限1年間）。

3. 利息

貸与金には利息を付さないものとします。

4. 保育料の返還免除

県内の保育所等において、2年間、児童の保護等に従事した場合は、貸与した保育料の返還を全額免除します。

5. 保育料の返還

- ①県内で児童の保護等の業務に従事する意志がなくなった場合
- ②県内で所定期間（2年間）業務に従事しなかった場合 等

6. 留意事項

保育料の貸与に際して、未就学児を持つ保育士の支援を目的とした同種の貸付との併用はできません、

7. 募集期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

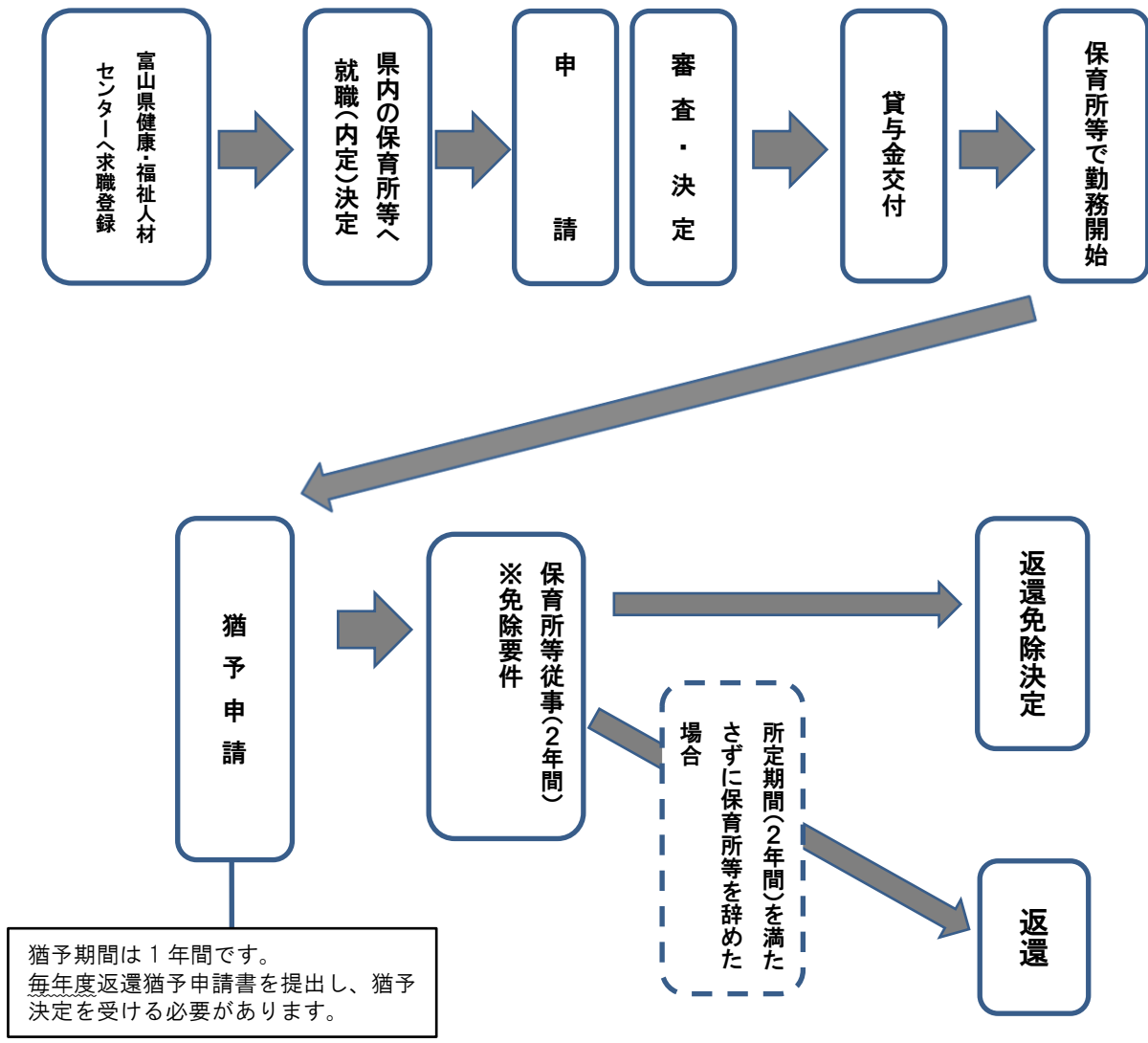
※内定または決定された日から採用日までの間に申請してください。

※令和4年4月1日以降に就職される方は、事前にご相談ください。

8. 申請に必要な書類

- ①保育料借用申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③就職（内定・決定）証明書（様式第3号）又は保育所等に勤務することを証する書類（採用通知書、辞令、雇用契約書等）
- ④申請者の子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類
- ⑤保育士資格証の写し
- ⑥保育料決定通知書の写し
- ⑦印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）
- ⑧住民票の写し（申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- ⑨所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



提出様式

◎ 様式はコピーして使用してください。

様式第1号

保育料の貸与借用申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者※自筆

㊞

(法定代理人※自筆)

㊞

保育料の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金		円 (月額)	
借用希望期間		年 月～		年 月 (ヶ月)	
本人	住所	〒			
	氏名及び生年月日	ふりがな		年 月 日生 (歳)	
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()		
緊急連絡先①	住所	〒			
	氏名及び本人との関係	ふりがな		本人との関係	
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()		
緊急連絡先②	住所	〒			
	氏名及び本人との関係	ふりがな		本人との関係	
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()		

注1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注2) 本人の住所欄：家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注3) 年齢は申請日現在で記入。

※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

【記入例・記入要領】

(保育料の一部貸与)

様式第1号

保育料の貸与借用申請書

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者^{※自筆} 〇〇 〇〇 (印)
 (法定代理人^{※自筆}) (印)

保育料の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

保育料(月額)の半額

借用希望金額		金●●●, ●●●円(月額) ←	
借用希望期間		〇〇年〇月～〇〇年〇月(12ヶ月)	
本人	住所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び生年月日	ふりがな とやま はなこ 富山 花子	〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
	電話番号	自宅:XXX (XXX) XXXX 携帯: :XXX (XXX) XXXX	
緊急連絡先①	住所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び本人との関係	ふりがな とやま いちろう 富山 一郎	本人との関係 夫
	電話番号	自宅:XXX (XXX) XXXX 携帯: :XXX (XXX) XXXX	
緊急連絡先②	住所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び本人との関係	ふりがな たてやま たろう 立山 太郎	本人との関係 父
	電話番号	自宅:XXX (XXX) XXXX 携帯: :XXX (XXX) XXXX	

注1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。
 注2) 本人の住所欄: 家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。
 注3) 年齢は申請日現在で記入。
 ※申請書類でいただいた個人情報は、本事業以外では使用いたしません。

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 住 所 〒
(申請者自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)
年 所 得 [千円]
申請者との関係 []

私は、下記のとおり貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、「社会福祉法人富山県社会福祉協議会未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸与規程」等を遵守し、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事することを誓います。

なお、保育料の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	金	円
------	---	---

- (添付書類)
1. 申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書
 2. 住民票の写し(申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの(いずれも個人番号を省略したもの))
 3. 連帯保証人の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)

様式第3号

就職（内定・決定）証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

氏名	
生年月日	年 月 日

下記のとおり児童の保護等の業務に従事すること（週20時間以上の勤務）が（内定・決定）しました

業 務 従事先	所在地	〒 -
	法人名	
	施設名	
	電話番号	()
	職 種	
勤務開始日	年 月 日	

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。

年 月 日

（法人名）

（法人代表者氏名）

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

【記入例・記入要領】

内定・決定された法人に
記入・証明いただく書類
です

(保育料の一部貸与)

様式 3 号

就職 (内定)・決定) 証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

氏名	富山 花子
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり児童の保護等の業務に従事すること (週 20 時間以上の勤務) が
(内定)・決定) しました

業 務 従 事 先	所在地	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	法人名	社会福祉法人〇〇会
	施設名	幼保連携型認定こども園 〇〇保育園
	電話番号	XXX (XXX) XXXX
	職 種	保育士
勤務開始日	〇〇年〇〇月〇〇日	

上記のとおり (内定)・決定) していることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日
(法人名) 社会福祉法人〇〇会

(法人代表者氏名) 理事長 △△ △△△△

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに〇をつけてください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
未就学児を持つ保育士に対する
保育料の一部貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、未就学児を持つ保育士に対し、保育料の一部（以下「保育料」という。）貸与を実施し、富山県内（以下「県内」という。）における保育人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(保育料の貸与)

第2条 社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、県内に住民登録をしている者であって、以下の要件をいずれも満たし、かつ保育士として週20時間以上勤務する者に予算の範囲内で保育料を貸与することができる。

(1) 以下に掲げる施設又は事業を離職後、3か月以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者。ただし、県外で保育士として業務に従事していた場合はこの限りではない。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(2) 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもののうち、会長が認めるもの

・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」のうち、会長が認めるもの

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもので、会長が認めるもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの

キ 企業主導型保育事業のうち、会長が認めるもの

(3) 富山県健康・福祉人材センターに求職登録を行っている者

(貸与期間、貸与対象経費及び貸与額)

第3条 貸与期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

2 貸与対象経費は、貸与を受ける者の子どもの保育料とする。

3 貸与額は、未就学児の保育料総額の半額とし、月額27,000円を上限とする。

4 貸与する保育料には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第4条 保育料の貸与を受けようとする者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、保育料の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第5条 会長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
 - (2) 貸与を受けることを辞退したとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) その他貸与することが適当でないと認められるとき。
- 2 会長は、貸与対象者が疾病その他の理由により休職したときには、休職した日の属する月の翌月から休職から復帰した日の属する月の分まで、保育料の貸与を行わないものとする。
- 3 会長は、貸与対象者が保育料の貸与期間中に貸与契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(理由の提示)

第6条 会長は、前条の規定により保育料の貸与を取り消すときは、貸与を受けた者に対してその理由を示さねばならない。

(返還)

第7条 保育料の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、保育料を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により、保育料の貸与を取り消されたとき。
- (2) 保育料の貸与を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の猶予)

第8条 会長は、保育料の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸与した保育料の返還を猶予することができる。

- (1) 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 会長は、保育料の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料の返還を免除するものとする。

- (1) 県内の保育所等において児童の保護等に従事した日から、要綱で定める期間、引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)児童の保護等の業務に従事したとき。
なお、従事する保育所等の法人における人事異動等により、保育料の貸与を受けた者の意思によらず、県外において児童の保護等の業務に従事した期間については、県内において児童の保護等の業務に従事した期間に含めるものとする。
 - (2) 前号の業務に従事している期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。
- 2 会長は、保育料の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した保育料の全部又は一部の返還を免除できるものとする。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身の故障により保育料を返還することが困難になったとき。
 - (3) 長期間所在不明となっている場合等保育料を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
 - (4) 1年以上県内の保育所等で業務に従事したとき。

(延滞利息)

第10条 保育料の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて保育料を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

(要綱への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与規程 施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(保育料の貸与申請手続等)

第2条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与（以下「保育料の貸与」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育料借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに会長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 就職（内定・決定）証明書（様式第3号）又は保育所等に勤務することを証する書類（採用通知書、辞令、雇用契約書等）
- (3) 申請者の子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類
- (4) 保育士資格証の写し
- (5) 保育料決定通知書の写し
- (6) 印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- (8) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

(貸与決定等)

第3条 会長は、前条第1項の規定により申請書等が提出された場合は、保育料の貸与決定通知書（様式第4号）又は保育料の貸与不承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 会長は、予算の範囲内で貸与決定を行うこととし、予算を超える申請があった場合は貸与決定を行わないものとする。
- 3 申請者は、前項の保育料の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に、口座振替届（様式第6号）を会長に提出するものとする。

(資金の貸与)

第4条 保育料は、3箇月分ずつ、併せて貸与する。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 規程5条第2項の規定により、保育料の貸与を休止された者が、休止されるべき月に係る交付を既に受けているときは、その貸与金は、当該休止の理由がやんだ月の翌月以降の保育料として貸与したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 規程第4条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であって、会長が適当と認めるものとする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。
- 3 申請者が、連帯保証人を変更しようとするときは、変更届（様式第16号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(保育料借用書の提出)

第6条 保育料の貸与を受けた者は、交付日から14日以内に、連帯保証人と連署の上、保育料借用書（様式第7号）を会長に提出するものとする。

(返還の方法)

- 第7条 規程第7条の規定により保育料を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に保育料の貸与返還計画書(様式第8号)を会長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 会長は、保育料の返還を承認する際は、貸与者に対し保育料の貸与返還決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 3 保育料の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(保育料の返還猶予申請書)

- 第8条 規程第8条に規定する保育料の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から60日以内に保育料の貸与返還猶予申請書(様式第10号)、就職届、(様式第11号)、在職証明書(様式第12号)、保育料の支払状況を確認できる書類を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、保育料の返還の猶予を承認する際は、貸与者に対し保育料の貸与返還猶予決定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(返還の猶予期間)

- 第9条 規程第8条の規定により保育料の返還を猶予する期間は、1年以内とする。

(返還の免除)

- 第10条 規程第9条第1項で定める期間は2年(週20時間以上の勤務)とする。
- 2 会長は、保育料の貸与を受けた者が規程第9条第2項各号の規定に該当するに至ったときは、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事した月数を、24で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額の返還を免除することができる。

(保育料の貸与返還免除申請)

- 第11条 規程第9条に規定する保育料の返還免除を受けようとする者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当する事由の生じた日から20日以内に保育料の貸与返還免除申請書(様式第14号)を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、保育料の免除を承認する際は、貸与者に対し保育料の貸与返還免除決定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(従事期間の計算)

- 第12条 規程第9条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを参入するものとする。
- 2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、退職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(届出)

- 第13条 保育料の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署のうえ、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 保育料の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 保育料の貸与を辞退しようとするとき。
 - (3) 勤務に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (4) 県内において児童の保護等の業務に就職又は離職したとき。
 - (5) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。
 - (6) 貸与期間内に、保育料の変更があったとき。
- 2 保育料の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第14条 この要綱で定めるもののほか、保育料の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

《問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県健康・福祉人材センター

(無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005)

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館 (サンシップとやま)

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532